府中市 都市景観協定 07

プラウドシーズン府中武蔵野都市景観協定

認定年月日	２００６年４月１１日
名　　称	プラウドシーズン府中武蔵野 都市景観協定
位　　置	紅葉丘三丁目１７番１５ほか
面　　積	１１，８９１．８２平方メートル
区 画 数	９７区画
有効期間	認定年月日より１０年間※

※有効期間満了後に協定者から廃止の届出が無い場合は、さらに５年間更新

☆　都市景観協定とは、景観条例（認定時には都市景観条例）に基づき、良好な景観を形成するため、皆さんで地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを行って頂くものです。

☆　ここでは、府中市内における都市景観協定の事例を紹介します。詳細は、府中市都市整備部計画課に備え置く図書を縦覧して下さい。

☆　お問合わせは、府中市役所７階都市整備部計画課までお願いします。
電話：042-335-4412　E-mail：TOSIKEI01@city.fuchu.tokyo.jp

■都市景観協定の目的■■■■■■■■■■

都市景観協定の目的	協定区域内における建築物、土地、緑等の都市景観に係る施設等に関する基準を定め、プラウドシーズン府中武蔵野の住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することにより、市民が愛着を持ち魅力を感じる都市景観の形成を推進することを目的とする。

■建築物の形態意匠、敷地、位置、規模及び用途などに関する基準■■■■■■

用途	専用住宅とする。
意匠及び色彩	建築物の形態及び意匠・色彩は協定区域内における建築物・景観と調和するよう努めるものとする。
屋根	建築物の屋根形状は切り妻、寄せ棟、屋根勾配など協定区域内における屋根形状と調和するよう努めるものとする。

■緑化に関する基準■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

敷地内の緑化	敷地内には敷地面積の６.５％以上の緑地を確保するものとする。尚、位置については接道側に設けるよう努めるものとする。
環境緑地	・　環境緑地の範囲は別図の通りとする。 ・　宅地内の緑地についてはその占有者が維持・管理を行い、景観を損なわないよう努める。 ・　柵・フェンス等については透視可能なものを用い、緑化に努めるものとする。

案内図

紅葉丘
第三仲よし広場
紅葉丘
中央公園
朝日体育館
朝日町
公園
朝日町公会堂
朝日町通り
東京外語大学研究棟
朝日町三丁目
朝日町一丁目
紅葉丘一丁目
紅葉丘三丁目
多摩霊園前参道
あんず通り
西武多摩川線
協定区域
位置図
S=1/2500

区域図

紅葉丘第2公園
紅葉丘東公園
あんず通り
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97

全体配置計画図

別図①

境界線
NO. 25南立面図
<環境緑地>
NO. 25
NO. 24
NO. 23
<環境緑地>
<環境緑地>
<環境緑地>
<環境緑地>
駐車場部分は環境緑地の範囲から除く
駐車場部分は環境緑地の範囲から除く
境界線
境界線
境界線
NO. 25東立面図
NO. 24東立面図
NO. 23東立面図
<別図1（東面）>
環境緑地の範囲説明図
NO. 23～NO. 25平面図
S=1／100
注）、駐車場部分及び敷地延長の宅地入口部については、環境緑地の範囲から除く。

別図②

注）、駐車場部分及び敷地延長の宅地入口部については、環境緑地の範囲から除く。

＜別図２（西面）＞

環境緑地の範囲説明図

NO. 48～NO. 52平面図

S＝1／100

別図③

注）、駐車場部分及び敷地延長の宅地入口部については、環境緑地の範囲から除く。

<別図３（南面）>

環境緑地の範囲説明図

NO.1～NO.3平面図

S=1/100

別図④

NO. 44
NO. 45
NO. 46
<環境緑地>
駐車場部分は環境緑地の範囲から除く
<環境緑地>
駐車場部分は環境緑地の範囲から除く
<環境緑地>
境界線
境界線
境界線
境界線
境界線
NO. 44北立面図
NO. 45北立面図
NO. 46北立面図
<別図4（北面）>
環境緑地の範囲説明図
NO. 44～NO. 46平面図
S=1/100
注）、駐車場部分及び敷地延長の宅地入口部については、環境緑地の範囲から除く。